



石川労働局発表
平成 29 年 10 月 26 日

(照会先)

石川労働局労働基準部

監督課長 米村 祐規

主任 監察 監督官 小谷 一彦

過重労働特別監督監理官

連絡先 076-265-4423

FAX 076-265-4431

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

石川労働局においても、月間中に、県民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、過労死等につながる過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などの取組を行います。

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催（別添 1 参照）

民間団体と連携して「過労死等防止対策推進シンポジウム」を下記のとおり開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

開催日時 **平成 29 年 11 月 16 日（木）14 時 00 分～16 時 30 分**（受付 13：30～）

開催場所 石川県地場産業振興センター本館第 3 研修室

参加申込 事前に下記ホームページからお申し込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

2 「過重労働解消キャンペーン」の実施（別添 2 参照）

専用WEBサイト

[過重労働解消キャンペーン](#)

[検索](#)

（1）重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

（2）電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：**平成 29 年 10 月 28 日（土）9：00～17：00**

フリーダイヤル：**0120（794）713**
なくしましょう 長い残業

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 都道府県労働局又は労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン（委託事業）

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ ろうどう

0120-811-610 平日 17：00～22：00、土・日 10：00～17：00

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

労働基準 メール窓口

検索

（3）「過重労働解消のためのセミナー」を開催します（別添3参照）

過重労働解消のためのセミナーを下記のとおり開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

開催日時 **平成29年11月29日（水）14：00～16：30**（2時間30分）

開催場所 石川県女性センター大会議室

参加申込 下記ホームページからお申し込みください。

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

LEC 過重労働解消

検索

（4）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合等に対しキャンペーンへの協力要請を行いました。また、県内の市町等地方公共団体にもキャンペーンの周知について協力要請を行いました。

（5）労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

石川労働局長が長時間労働削減や年次有給休暇の取得促進に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問して取組事例を収集し、ホームページなどを通じて地域に紹介します。

参考資料：平成28年度に実施した長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果

別添 1：「過労死等防止対策推進シンポジウム」リーフレット

別添 2：「過重労働解消キャンペーン」リーフレット

別添 3：「過重労働解消のためのセミナー」リーフレット